

## 農地法第3条の規定による許可申請の手続き

書類の内訳		関係機関	必要書類		部数
			個人	農業生産法人等	
許可申請書	様式第1号の1	農業委員会	○	○	1
	別添Ⅰ	農業委員会	○	○	1
	別添Ⅱ	農業委員会			
賃貸借・使用貸借のときは、賃貸借契約書・使用貸借契約書の写し ※契約の内容等が文書化されているか確認させていただきます。		農業委員会	○	○	1
譲渡人 (貸主)	1 申請する農地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)※一筆ごとに。3ヵ月以内のもの。	法務局	○	○	1
	2 登記事項証明書の名義人住所と現住所が異なるときは、「戸籍の附票又は住所記載されている住民票」	本籍地の担当窓口	○	○	1
	3 農業者年金受給のための申請または生前一括贈与申請のときは、「固定資産税(土地)名寄帳の写し」	税務課	○		1
譲受人 (借主)	1 町外の方が譲り受けるとき、または、町外に農地があるときは、「耕作証明書」	所在地の農業委員会	○	○	1
	2 町外の方または新規就農者が譲り受けるときは、「農地等利用計画書等」	農業委員会	○	○	1
	3 申請した土地に抵当権が設定してあるときは、「抵当権設定に関する承諾書の写し」	農業委員会	○	○	1
	4 農業生産法人としての事業等の状況(別紙)	農業委員会		○	1
	5 法人の全部事項証明書	法務局		○	1
	6 組合員名簿又は株主名簿の写し			○	1
	7 定款の写し			○	1
共通	1 町外に住所のある方 住民票又は印鑑証明書	本籍地の担当窓口	○		1
	2 その他( )				1

■譲渡人、譲渡人の確認項目(下記の事項を確認して下さい)

1. 申請地および譲り渡す方について

- (1) 川崎町内の土地ですか
- (2) 申請人と土地の所有名義人は同じですか
- (3) 申請農地は貸借契約を締結していませんか
- (4) 贈与税の納税猶予を受けている農地ではないですか
- (5) 農業者年金の処分対象農地ではないですか
- (6) 譲渡人は農業者年金受給者ではないですか
- (7) 中山間直接支払対象農地ではないですか

2. 譲り受ける方について

- (1) 耕作を目的とした取得ですか
- (2) 取得後50アール以上の耕作面積がありますか
- (3) 取得後、有効に耕作する能力を有していますか
- (4) 転用予定の農地ではないですか